

消費税率の引き上げに伴う電気料金の見直しについて

当社は、消費税法および地方税法の改正により、2019年10月1日から消費税率が引き上げられることを受け、電気料金単価の見直しを行うことといたしました。

これにともない、本日、経済産業大臣に対し、電気料金単価の見直しを反映した特定小売供給約款、離島供給約款および電気最終保障供給約款の変更届出等を行いました。

また、特定小売供給約款等によらない特別高圧、高圧、低圧自由料金のお客さまにつきましても、消費税率が引き上げられることを受け、電気料金単価の見直しを反映させていただきます。

今回の見直しの概要は、以下のとおりです。

1. 電気料金単価の見直し

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることを受けて、電気料金単価を見直しました。

○従量電灯の平均的なモデル[※]への影響額

(単位：円/月)

	変更後 (新税率10%)	変更前 (旧税率8%)	影響額
電気料金	7,532	7,409	123

※ 契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：260kWhで算定（消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む）。なお、燃料費調整額は月により変動することなどから、上記計算に含んでいないため、実際の請求金額および影響額とは異なる。

2. 新税率の適用開始時期

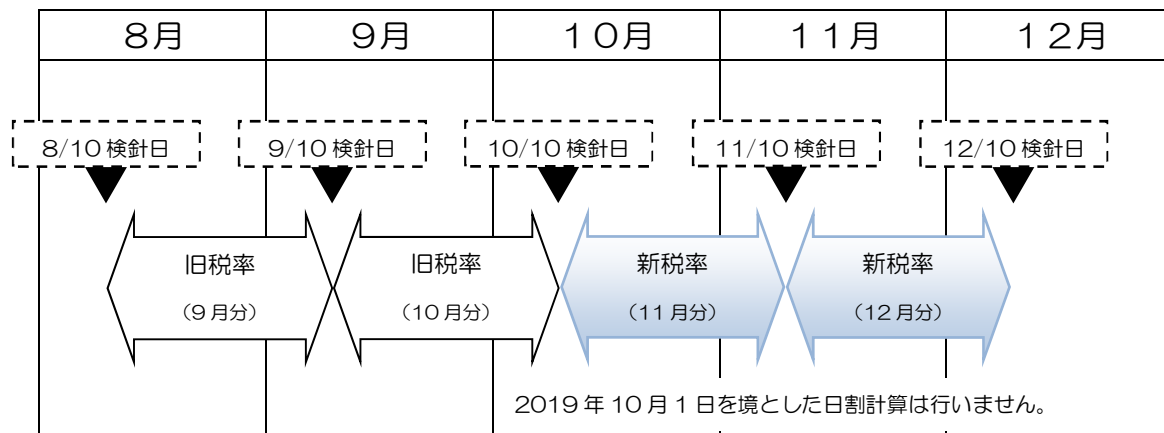
改正消費税法では経過措置[※]が定められており、原則として2019年11月分料金から新税率が適用となります。

なお、新税率施行日（2019年10月1日）前からの継続契約である9月使用分を含む料金については、旧税率（8%）が適用されます。

※ 経過措置の概要（改正消費税法附則第5条第2項の要約）

2019年9月30日以前から継続して供給される電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払いを受ける権利が確定するものは、10%への税率引き上げ後においても、改正前の税率（8%）を適用する。

○検針日と適用する税率のイメージ図[2019年]



2019年10月1日以降、新たにご契約されるお客さまは、2019年10月分から新税率が適用となります。

以上

(別紙) 電気料金単価一覧表 (2019年10月1日実施)